

◇震災時と風水害時の対応の違いについて

震災		風水害
<ul style="list-style-type: none"> ・家屋が倒壊したとき ・余震等により家屋の倒壊危険があるとき ・火災の危険があるとき 	避難行動開始の目安	<ul style="list-style-type: none"> ・自宅がある区域に避難情報が発令されたとき ・避難情報発令区域外であっても、家屋倒壊など危険を感じたとき
<p>【地域防災拠点（指定避難所）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・瀬谷区内15か所（区内公立学校及び県立学校） 	行政が指定する避難（場）所	<p>【指定緊急避難場所】</p> 瀬谷区内15か所（区内公立学校及び県立学校） ※すべてを開設するわけではありません。
<ul style="list-style-type: none"> ・市内1か所でも、震度5強以上の地震を観測したときに全避難所を開設します。 ※建物に被害がある場合は、開設しないことがあります。 	行政が指定する避難（場）所の開設基準	<ul style="list-style-type: none"> ・台風の進路や大雨時の雨量等、災害の状況に応じて必要な避難場所を開設します。 区ホームページやテレビなどで開設状況を確認しましょう。
<p>【いつとき避難場所】</p> あらかじめ自治会町内会で定め、発災時に一時的に身の安全を確保するための場所	その他の避難する場所	<ul style="list-style-type: none"> ・頑丈な建物の2階以上 ・浸水想定や土砂災害警戒区域外の親戚宅や友人宅
<p>【広域避難場所】</p> 大規模な火災から身を守るための場所 ※旧上瀬谷通信施設一帯 下瀬谷入口一帯耕地		
<ul style="list-style-type: none"> ・地震により自宅が全壊等した方が生活をする場所 ※生活が長期間になることも想定 	避難（場）所の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・台風やゲリラ豪雨による浸水や建物の倒壊から緊急に生命を守る場所 ※避難は短期間であることを想定
<ul style="list-style-type: none"> ・地域・学校・行政等からなる「地域防災拠点運営委員会」が運営 	避難（場）所運営者	<ul style="list-style-type: none"> ・区職員で設置・運営
<ul style="list-style-type: none"> ・学校内に備蓄倉庫を設け水缶やクラッカー及び資機材等を備蓄 	配布物品	<ul style="list-style-type: none"> ・飲食料の配布は原則ありませんが、熱中症予防や高齢者等持込ができない方へ配布することがあります。 その他、毛布やマットは希望者に配布します。